

子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書

日本の子どもの相対的貧困率は16.3%（2014年発表）で、6人に1人が貧困状態にある。特に、ひとり親世帯等の相対的貧困率は54.6%で、2人に1人強が貧困状態にあり、先進国の中で非常に厳しい水準である。

貧困の連鎖を絶つことを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、国が教育や保護者の就労、経済支援等を総合的に進める大綱を策定して2年が経過した。地方自治体は、地域の状況に応じた施策に取り組み始めているが、大半の自治体がその基礎となる実態調査を行っていないのが実態である。

経済的貧困は生活資源の不足にとどまらず、子どもの健康、成長・発達、学力・進学、家族関係・人間関係、精神保健など、様々な影響を及ぼし、子どもの将来のみならず、社会の安定にも深く関わっている。

子どもたちが自分の可能性を信じ、未来を切り拓いていけるようにするためには、同法の意義を十分に踏まえ、国の予算を確保し、問題の解決に向けて対策を行う必要がある。

よって、子どもの貧困対策の推進と強化のため、国においては下記事項について早急に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 地方自治体が「子どもの貧困」把握のための実態調査を実施し、貧困対策について計画策定ができるよう、調査の実施や分析についての支援、財政支援などをを行うこと。
 - 2 地方自治体の調査、取組などのフォローアップを徹底し、国の総合的な対策に生かすこと。
 - 3 子どもの貧困対策に取り組む民間の活動を官民一体で支援する「子供の未来応援基金」については、真に有効な活用ができるようあり方を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

宮崎県議会

森一三郎苗一久偉信
理忠晋太早博恭義勝
島達倍生市野崎 藤
大伊安麻高松塩菅 加
長長臣臣臣臣臣官臣
議議大大大長當大策
院院總理大學働房担對
議議務務科勞官特子
衆參內財總文厚內內
閣少閣府